

# 地域保健福祉課

業務概要	34
1 保健師関係指導事業	34
2 母子保健事業	37
3 成人・老人保健事業	43
4 一人ひとりに応じた健康支援事業	44
5 総合的な自殺対策推進事業	44
6 地域・職域連携推進事業	45
7 栄養改善事業	46
8 歯科保健事業	53
9 精神保健福祉事業	54
10 肝炎治療特別促進事業	60
11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	61
12 難病対策事業	61
13 受動喫煙対策	70
14 市町村応援	70
15 福祉関係事業	71

### Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、県民の一人ひとりが生涯を健やか心豊かに暮らせるよう、住民に対し効果的な保健福祉サービスを推進するため管内関係機関と連携を図りながら、以下の事業を実施した。

#### 1 保健師関係指導事業

管内市や関係機関と連携し、保健活動の窓口として地域の調整・支援を行い、広域的・専門的な保健指導業務を行った。

また、保健師の資質向上のため、管内や所内保健師活動状況の把握し研究会や会議を開催し、現任教育に取り組んでいる。

##### (1) 管内概況

管内保健師就業数は、保健所[健康福祉センター]6名（地域保健福祉課 3、健康生活支援課 3）、野田市 31（保健センター25、福祉2、介護保険4）である。

表1－(1) 管内保健師就業状況（令和2年4月1日現在）

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
平成 30 年度	34	6	24	0	4	0
令和元年度	36	6	26	0	4	0
令和 2 年度	37	6	25	2	4	0

(2) 保健所保健師活動

地域住民に対し保健活動を効果的に提供するために、各機関と連携を図り保健師活動を展開した。地域保健福祉課では慢性疾患を有する児とその家族・精神障害者・難病等を、健康生活支援課では結核等を重点に家庭訪問、個別指導等の地区活動を実施した。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況 (令和2年4月1日現在)

(単位：件)

種別	区分	家庭訪問		訪問以外の保健指導			個別の連携 ・連絡調整	
				面接		電話		メール
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数(再掲：会議)
総数		15	16	40	57	3685	764	5
感染症		1	1	1	1	3278	750	4
結核		2	2	8	12	135	13	-
精神障害		1	1	1	1	15	0	-
長期療養児		9	10	20	31	180	0	1
難病		2	2	9	11	65	0	-
生活習慣病		-	-	-	-	-	-	-
その他の疾病		-	-	-	-	-	-	-
妊産婦		-	-	-	-	-	-	-
低出生体重児 (未熟児)		-	-	-	-	-	-	-
乳幼児		-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-
訪問延世帯数								

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和2年8月21日	「多問題を抱える家族への支援」	事例検討	7名

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和2年6月5日	保健師現任教育、今年度の事業計画	7名
令和2年6月22日	事例検討	5名
令和3年3月3日	保健師現任教育、令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画	5名

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1-(3)-ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
-	新型コロナウイルス感染症対応のため開催中止	-

## 2 母子保健事業

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、野田市及び関係機関と連携し、例年、母子保健推進協議会をはじめとする母子保健事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、思春期保健事業などを実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延予防対応のため、母子保健推進協議会及び思春期保健事業については、中止することとなった。

### (1) 母子保健推進協議会

野田保健所管内の母子保健事業の推進のため関係機関との連携・調整を図り共通課題について検討した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止の為、中止とした。

表2- (1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
-	-	管内母子保健統計の資料を配布した

### (2) 母子保健従事者研修会

管内の母子保健に従事する関係者の資質の向上を図る目的で研修会を開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止の為、中止とした。

表2- (2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
-	-	-	新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催なし

### (3) 産後ケア連絡調整会議

関係機関で情報共有を図り、市が産後ケア事業等を実施するための体制整備を推進するため、千葉県産後ケア推進事業実施要綱に基づき、産後ケア連絡調整会議を母子保健推進協議会と共催で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止の為、中止とした。

表2- (3) 産後ケア連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
-	-	新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催なし

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第 25 条により医師から届出がなされた人工妊娠中絶実施報告に基づき、妊娠週別年齢階級別に届出数を計上した。届出数には管外在住者分も含まれている。

表 2 - (4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	平成30 年度	令和元 年度	令和 2 年 度									
			総 数	20 歳 未 満	20 〜 24	25 〜 29	30 〜 34	35 〜 39	40 〜 44	45 〜 49	50 歳 以 上	不 詳
総 数	266	211	210	13	53	45	39	42	18	0	0	0
満 7 週以前	121	121	119	5	18	28	26	26	16	0	0	0
満 8 週～満 11 週	76	44	59	3	22	12	9	11	2	0	0	0
満 12 週～満 15 週	20	7	13	1	5	3	0	4	0	0	0	0
満 16 週～満 19 週	28	18	12	4	4	1	2	1	0	0	0	0
満 20 週～満 21 週	21	21	7	0	4	1	2	0	0	0	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担軽減を図っている。また平成 28 年より、助成対象範囲を年齢に応じた助成回数へと変更、男性不妊治療を新たな助成対象としている。さらに令和 3 年 1 月 1 日以降に治療が終了したものから助成制度の拡充の対象となる。

表 2 - (5) 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年度・市町村	件 数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その 他
平成 30 年度	62	98	18	37	0	43
令和元年度	49	76	22	24	0	30
令和 2 年度	47	67	17	25	0	25

※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。

(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図る目的で、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の助成を行っている。

表2－(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度3月31日現在）

(単位：件)

疾 患 名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 数	166	171	189
1 悪 性 新 生 物	16	16	24
2 慢 性 腎 疾 患	11	11	11
3 慢 性 呼 吸 器 疾 患	8	9	8
4 慢 性 心 疾 患	26	29	31
5 内 分 泌 疾 患	52	51	55
6 膠 原 病	3	3	2
7 糖 尿 病	18	17	19
8 先 天 性 代 謝 異 常	2	2	2
9 血 液 疾 患	1	2	2
10 免 疫 疾 患	1	1	0
11 神 経 ・ 筋 疾 患	13	16	19
12 慢 性 消 化 器 疾 患	11	10	9
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2	2	4
14 皮 膚 疾 患	1	1	2
15 骨 系 統 疾 患	1	1	1
16 脈 管 系 統 疾 患	0	0	0

(7) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾患児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2－(7)－ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
-	-	-	新型コロナウイルス感染蔓延防止のため中止

イ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2－(7)－イ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位：件)

疾 患 名	令和元年度	令和2年度
総 数	21	5
気道狭窄	11	3
點頭てんかん	3	-
両大血管左室起始症	3	1
ミトコンドリア病	2	-
乳幼児ミオクリニーてんかん	1	-
慢性肺疾患	1	-
先天性心疾患	-	1

ウ 窓口相談事業

表2－(7)－ウ 相談内容 (単位：人)

内 容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相 談 者 数 ( 延 )	211	130	31
申 請 等	100	85	31
医 療	20	25	0
家 庭 看 護	35	15	0
福 祉 制 度	25	5	0
就 労	0	0	0
就 学	7	0	0
食 事 ・ 栄 養	10	0	0
歯 科	2	0	0
そ の 他	12	0	0



エ 訪問相談員派遣事業

令和2年度は実績なし。

(8) 療育の給付制度

療育医療（児童福祉法第21条の9）は、結核で長期の療養を必要とする児童を指定医療機関に収容して医療給付を行うほか、学用品・日用品の給付を行うもので、令和2年度の申請者は0人だった。

(9) 思春期保健相談事業

思春期における心身の変化及び発達の理解と自己肯定感を高めることを目的に、健康教育を実施した。

表2－(9)－ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
令和2年度思春期講演会打合せ ①②	令和3年2月24日 令和3年3月11日	5：教諭・保健師・助産師 3：保健師・助産師	令和2年度の思春期教育の共有と次年度の講演会の検討

表2－(9)－イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内 容
思春期講演会	令和2年11月25日 令和2年12月15日	木間ヶ瀬中学校 86名 関宿中学校 24名	思春期の性 性感染症・避妊・子育て・LGBT

(10) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

平成31年4月24日に「旧優性保護法一時金支給法」が成立したことにに基づき、優生手術を受けた者に対して一時金を支給している。令和2年度の実績はなし。

表2- (10) 管内居住者からの相談及び請求受付件数 (保健所受付分)

区分 年度	請求受付件数	相談件数 (延べ)		
		電話等相談	来所相談	計
平成30年度	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0

※一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

### 3 成人・老人保健事業

がん対策事業として、松戸保健所と合同で各市町村のがん検診推進員の育成のための講習会を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため開催中止とした。

#### (1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設4施設・訪問看護ステーション8施設がある。（資料編に記載のとおり）

##### ア 介護老人保健施設実地指導

令和2年度は実施指導なし。

#### (2) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。松戸保健所と輪番開催しているが令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催中止とした。

#### (3) その他のがん対策事業

たばこの健康影響についてポスター掲示や啓発グッズ配付等により啓発を行った。

#### 4 一人ひとりに応じた健康支援事業

障害を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、性別・年齢やライフステージに応じた相談を行った。

##### (1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師等が電話相談に応じた。

表4－(1) 健康相談実施状況(電話)

(単位：件)

年度 \ 区分	男	女	総数
平成30年度	12	25	37
令和元年度	2	9	11
令和2年度	6	3	9

#### 5 総合的な自殺対策推進事業

自殺対策計画は、地域福祉計画に盛り込まれるため、地域福祉計画審議会に委員として参加している。

## 6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の関係者が連携し、それぞれが有する保健医療社会資源を相互活用し、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を目指し、地域特性に応じた健康支援体制の構築を図るため平成 19 年度から事業を開始した。平成 26 年度から継続して「食と健康」をテーマに活動を展開している。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため活動を縮小し、事業所向けリーフレットの作成のみとした。

表 6 - (1) 野田地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
-	-	-

表 6 - (2) 野田地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
-	-	-

表 6 - (3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
随時	事業所向けリーフレット作成及び周知 (紙面配付は中止とし、ホームページ版のみ作成)

## 7 栄養改善事業

地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を目的に、野田市等関係機関との連携のもと生活習慣病の発生予防、望ましい食習慣の周知や食環境整備などに取り組んだ。

### (1) 健康増進（栄養・運動等）事業

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0	/	/	/	/	0	0	0	/	/	/	/	0
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20歳以上 (妊産婦を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0	/	/	/	/	0	0	0	/	/	/	/	0
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20歳以上 (妊産婦を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）

ア 病態別個別指導

表7- (1) -ア 病態別個別指導状況 (単位:人)

種別 \ 区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	0	0	0	0	0	0
病態別運動指導	0	0	0	0	0	0

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・高脂血症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7- (1) -イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
-	-	-	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7- (1) -ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
-	-	-	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止

エ 国民(県民)健康・栄養調査

表7- (1) -エ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日・調査内容等
-	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7－(1)－オ－(ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談(個別)		普及啓発(集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容(講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	-
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分	18	20	0	0	-
	特定保健用食品	0	0	0	0	-
	栄養機能食品	0	0	0	0	-
	機能性表示食品	0	0	0	0	-
	その他※	0	0	0	0	-
健康増進法第65条第1項(虚偽誇大広告)		4	4	0	0	-
その他一般食品について(いわゆる健康食品を含む)		0	0	0	0	-
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談(個別)		普及啓発(集団)		
		延相談件数		回数	延対象者数	内容(講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		0(0)		0(0)	0(0)	-
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分	0		0	0	-
	特定保健用食品	0		0	0	-
	栄養機能食品	0		0	0	-
	機能性表示食品	0		0	0	-
	その他※	0		0	0	-
健康増進法第65条第1項(虚偽誇大広告)		0		0	0	-
その他一般食品について(いわゆる健康食品を含む)		0		0	0	-

( )内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合(特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)



表7- (1) -オ- (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分※	0(0)	0(0)
	機能性表示食品	0	0
	その他	0	0
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		0	0
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		0	0

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む ( ) 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7- (1) -オ- (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位: 件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
9 ( 9 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )

( ) 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7- (1) -カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
-	0	-	0	-

(2) 給食施設指導

特定給食施設 79 施設に対し、適切な栄養管理が実施できるよう、指導及び助言を個別で実施した。  
また、施設状況や栄養管理状況の報告を求め、得られた情報を基に、集団指導を実施した。

給食施設状況

表 7 - (2) 給食施設状況

(単位：件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師の いる施設		調理 師の いな い 施設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
79	35	38	13	39	26	23	30	8	1	8	61	161	18	51	74

ア 給食施設指導状況

表 7 - (2) -ア 給食施設指導状況

(単位：件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1 回 300 食 以上 又は 1 日 750 食 以上	1 回 100 食 以上 又は 1 日 250 食 以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	0	0	0	0
		その他指導施設数	15	0	11	4
	喫食者への栄養・運動指導延人員		0	0	0	0
集団指導	給食管理指導	回数	1	1	1	1
		延施設数	798	17	41	21
	喫食者への 栄養運動指導	回数	0	0	0	0
		延人員	0	0	0	0

イ 給食施設個別巡回指導

表7-(2)-イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
			管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみの施設		どちらもいない施設	
			施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)
合計	79		35		13		23		8	
指定施設①	計	1			1					
	学校									
	病院	1			1					
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設									
	児童福祉施設									
	社会福祉施設									
	事業所									
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他										
300食/回, 750食/日以上(指定施設を除く)②	計	16		13			3			
	学校	15		12			3			
	病院									
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設									
	児童福祉施設									
	社会福祉施設									
	事業所	1		1						
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他										
100食/回, 250食/日以上(①, ②除く)	計	41		13		10	13		5	
	学校	5		3			2			
	病院	5				5				
	介護老人保健施設	4		3		1				
	介護医療院									
	老人福祉施設	9		6		3				
	児童福祉施設	15		1		1	11		2	
	社会福祉施設									
	事業所	3							3	
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他										
その他の給食施設	計	21		9		2	7		3	
	学校	1		1						
	病院	2		2						
	介護老人保健施設									
	介護医療院	1				1				
	老人福祉施設	4		3			1			
	児童福祉施設	8		2			4		2	
	社会福祉施設	3		1		1	1			
	事業所									
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他	2					1		1		

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7－（2）－ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始（再開）	給食施設廃止（休止）	給食施設変更届
届出数	1	1	7
指導数	1	1	7

エ 給食施設集団指導

表7－（2）－エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
-	-	-	-	郵送による資料提供

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7－（3）－ア 健康ちば協力店登録状況

令和2年度登録件数			累計状況	
登録件数	変更件数	取消件数	登録累計数	実登録店舗数
0	0	1	22（内取消10）	12

表7－（3）－イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導	0	0	0	0	0	0	0
集団指導	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
-	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止	-

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) -ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
-	-	-	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止

表7- (5) -イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
-	-	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止

※ 市町村（在宅）栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7- (6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位：名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
平成30年度	16	9	56.3	35	7	10
令和元年度	26	15	57.7	28	14	8
令和2年度	18	13	72.2	35	4	9

## 8 歯科保健事業

千葉県歯・口腔保健計画を推進するために、リーフレット等を活用した歯・口腔の健康に関する知識の普及啓発を行った。

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

令和2年度は実施なし

## 9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

### (1) 管内精神科病院と入院等の状況

精神科病院 3 施設、精神科、心療内科を標榜する診療所は 1 施設ある。また精神科デイケアが 2 ヶ所の精神科病院で開設されている。

管内の患者で県内精神科病院へ入院している割合（人口万対入院患者数）は 24.2 人であり、県全体の 11.5 人と比較して高かった。

表 9 - (1) - ア 管内病床数・入院患者の状況（令和 2 年 6 月 30 日現在）

（単位：件）

区分 年度 市町村	管 内 人 口	精 神 科 病 院 数	病 床 数	人 口 万 対 病 床 数	入 県 内 病 院 患 者 へ の 数 の	人 口 万 対 入 院 患 者 数	管内の患者の入院先(再掲)					
							圏内の病院への入院患者数				圏外の病院への入院患者数	
							管内病院		管外病院			
							数	%	数	%	数	%
平成30年度	152,707	3	743	48.7	385	25.2	334	86.8	36	9.4	15	3.9
令和元年度	152,623	3	743	48.7	393	25.7	344	87.5	36	9.2	13	3.3
令和2年度	152,512	3	691	45.3	369	24.2	333	90.2	28	7.6	8	2.2
県全体	7,266,464	53	12,001	16.5	8,391	11.5	5,509	65.7	775	9.2	2,107	25.1

(注) 1 人口は、各年 7 月 1 日現在。（千葉県毎月常住人口調査による）

表9－(1)－イ 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院届(家 族等の同 意)	応急入院 届	医療保護 入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
平成30年度	243	－	223	12	6	281	0
令和元年度	229	－	280	16	3	369	0
令和2年度	260	－	261	9	4	338	11

※ その他は、転院許可申請 11件、仮退院申請0件、再入院届0の合計

(2) 措置入院関係

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第22条から法第26条の3に基づく申請、通報、届出等について、必要に応じ精神保健指定医による診察を実施し、精神障害による自傷他害のおそれがあると診断された者については、指定病院まで移送し、入院措置をする等、緊急かつ優先的対応が求められている。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の必要 がないと認 めた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29条 該当症状 の者	その他の 入院形態 の者	通院・ その他	法第29条 の2該当症 状の者	その他の 入院形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
平成30年度	54	39	10	1	3	2	－	1	－	－	5
令和元年度	59	39	17	0	3	8	0	0	－	－	8
令和2年度	38	10	29	0	3	8	0	0	－	－	16
法第22条 一般人からの申請									－	－	－
法第23条 警察官からの通報	35	7	28		3	8			－	－	15
法第24条 検察官からの通報									－	－	－
法第25条 保護観察所の長からの通報									－	－	－
法第26条 矯正施設の長からの通報	3	3							－	－	－
法第26条の2 精神科病院管理者からの届出									－	－	－
法第26条の3 医療観察法に基づく指定医療 機関管理者及び保護観察所長 からの通報									－	－	－
法第27条第2項 申請通報に基づかない診察	1	－	1						－	－	1

※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数

3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表9－（2）－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

病名 年度 結果	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
				認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 せ い 剤	そ の 他							
				F0		F1									
				F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15								
平成30年度	14	8	1	—	1	—	1	—	—	—	1	—	—	1	1
令和元年度	20	10	3	1	0	0	1	0	0	1	2	0	—	2	0
令和2年度	29	18	2	1	0	1	1	3	0	2	1	0	0	0	0
診察 実施	要措置	26	18	2	1	0	1	0	3	0	0	1	0	0	0
	不要措置	3	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0

※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 0名

2 緊急措置入院中に措置解除となった者 1名

3 その他には病名不詳を含む。

4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9－（2）－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（各年3月31日現在）（単位：人）

入院期間 年度	総 数	6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
平成30年度	10	10	—	—	—
令和元年度	17	15	2	—	—
令和2年度	26	25	1	—	—

表9－（2）－エ 申請・通報・届出関係の相談等（令和3年3月31日現在）

(単位：人)

性・年齢 区分	実 数	性			年 齢					延 回 数
		男	女	不 明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不 明	
相談	16	8	8	0	0	6	5	5	0	87
訪問	27	14	13	0	0	10	13	4	0	37
電話	26	13	13	0	2	9	8	6	1	401



(3) 医療保護入院のための移送 (法第34条)

指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められるものの、本人の治療同意が得られない場合、その家族等のうちいずれかの者の同意がある時は、医療保護入院させるために知事の権限で応急指定病院に移送することができる制度である。

表9- (3) 医療保護入院のための移送処理状況 (単位: 件)

年度	区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
平成30年度		—	—	—
令和元年度		—	—	—
令和2年度		—	—	—

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神疾患とその治療、ストレスをはじめとする心の健康に関する相談、必要に応じた訪問活動を行っている。また、精神科嘱託医師による定例相談を月2回実施している。この他、精神保健福祉相談員等の保健所職員による相談(面接・電話)、訪問支援を随時実施している。

表9- (4) -ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
毎月 第2 月曜日	14:00~16:00	保健所(健康福祉センター)
毎月 第4 金曜日	14:00~16:00	

表9- (4) -イ 対象者の性・年齢 (単位: 人)

区分	性・年齢	実数	性			年 齢					延回数
			男	女	不明	20歳未満	20歳~39歳	40歳~64歳	65歳以上	不明	
平成30年度		59	31	28	—	6	17	19	14	3	154
令和元年度		58	27	31	—	4	15	27	11	1	154
令和2年度		67	37	30	—	2	22	27	15	1	299
野田市		64	36	28	—	2	21	25	15	1	294
管外・不明		3	1	2	—	—	1	2	—	0	5
相談		56	29	27	—	1	17	25	12	1	220
訪問		11	8	3	—	1	5	2	3	—	79

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9－(4)－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

区分	性	計	男性	女性	不明
電話		1775	891	878	6
メール		1	1	0	0

表9－(4)－エ 相談の種別 (延数)

(単位：件)

種別	区分	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			開診する療科に	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚せい剤	その他の中毒							
	平成30年度	154	56	15	39	23	3	-	-	1	-	7	4	2	-	4
	令和元年度	154	53	25	34	23	5	0	0	0	0	6	1	2	0	5
	令和2年度	299	167	31	41	16	5	2	1	0	0	15	0	18	0	3
相談	計	220	153	10	14	14	5	2	1	0	0	15	0	5	0	1
	男	103	69	2	7	8	5	1	1	0	0	8	0	1	0	1
	女	117	84	8	7	6	0	1	0	0	0	7	0	4	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	計	79	14	21	27	2	0	0	0	0	0	0	0	13	0	2
	男	42	9	12	14	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2
	女	37	5	9	13	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表9－(4)－オ 援助の内容 (延数)

(単位：件)

種別	年度	総数	医学的指導	受療援助	生活指導支援	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整	その他
	平成30年度	233	15	17	46	17	44	80	14
	令和元年度	260	27	17	40	17	32	108	19
	令和2年度	453	28	112	38	22	58	181	14

(注) 援助内容は重複あり

表9－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数

支援計画対象者	支援計画対象者		
	本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者
3	1	1	1

\*「精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき対象者支援を開始したが、計画に基づく支援者1人は退院日未定のため会議を開催できなかった。会議開催数1については、令和元年度支援計画対象者のうち令和2年度に退院日が決定した者。

(5) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム関係

野田保健所管内には当事者団体（断酒会を除く）は現時点ではない。また、当事者を対象とした講演会等も開催していない。精神障害にも対応した地域包括ケアシステム代表者会議は書面にて開催し、同実務者会議の報告及び、同システムの構築の共通認識を図った。

(6) 地域精神保健福祉関係

例年、管内の精神保健福祉に関する課題の検討と推進、関係機関の連携強化を図ることを目的として、管内精神科病院長、社会復帰施設長等出席のもと、地域精神保健福祉連絡協議会を実施していたが、新型コロナウイルス感染防止のため開催しなかった。併せて実施していた、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム代表者会議は書面にて開催し、同実務者会議の報告及び、同システムの構築の共通認識を図った。

なお、地域精神保健福祉連絡協議会は、野田圏域における地域包括ケアシステム構築事業の活動も安定してきたことから、令和2年度で終了とした。

断酒会については、概ね自主活動が定着しつつあり、保健所はパンフレット配架等の支援を行った。

表9－(6)－ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数	対象者等
新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催なし	-	-	-

表9－(6)－イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実件数	延件数	
新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催なし	-	-	-	-

表9－(6)－ウ 組織育成

(単位：件)

種別 区分	総数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)

(7) 心神喪失者等医療観察法関係

心神喪失又は心神耗弱（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度である。実施主体は保護観察所である。会議に出席し地域処遇の検討に加わる他、自宅や通所先等への訪問支援を行っている。

表9－(7) 医療観察法に係る会議への参加 (単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	0	2	0

- ・平成 17 年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA 会議(Care Programme Approach の略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成23年度からインターフェロン3剤併用療法への医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。

表10－(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療	核酸アナログ製剤	インターフェロン	インターフェロンフリー
平成30年度		71	0	25
令和元年度		68	0	18
令和2年度		42	0	19

### 1 1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。

表 1 1 - ( 1 ) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況 (単位：人)

治療 年度・市町村	肝がん	重度肝硬変	総数
平成30年度	0	0	0
令和元年度	1	0	1
令和2年度	2	0	2
野田市	2	0	2

### 1 2 難病対策事業

原因不明で治療方法が確立していない特定疾患(56疾患)の患者に対し、医療費助成していたが、平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)が施行され、令和元年7月1日までに厚生労働大臣の定める333疾患に拡大された。

なお、難病法の施行に伴い、スモン・難治性肝炎のうち劇症肝炎・重症急性膵炎・プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)の4疾患以外は難病法に移行した。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - ( 1 ) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位：件)

疾患名	年度		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総数	3	3	3
5 スモン	3	3	3

表12-(2) 指定難病医療費助成制度受給者状況

(単位：件)

疾患名	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
	総 数	1,095	1,124	1,238
1 球脊髄性萎縮症		-	-	1
2 筋萎縮性側索硬化症		16	14	13
3 脊髄性筋萎縮症		1	1	1
5 進行性核上性麻痺		11	9	10
6 パーキンソン病		125	121	121
7 大脳皮質基底核変性症		4	6	6
8 ハンチントン病		1	1	1
10 シャルコー・マリー・トゥース病		-	-	1
11 重症筋無力症		26	29	29
13 多発性硬化症/視神経脊髄炎		16	17	21
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		5	4	4
16 クロウ・深瀬症候群		2	2	2
17 多系統萎縮症		19	20	20
18 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）		41	41	41
19 ライゾーム病		1	1	1
20 副腎白質ジストロフィー		-	-	1
22 もやもや病		8	8	9
23 プリオン病		1	1	-
28 全身性アミロイドーシス		4	4	4
34 神経線維腫症		2	2	3
35 天疱瘡		9	10	13
36 表皮水疱症		1	1	1
37 膿疱性乾癬（汎発型）		1	1	1
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群		-	-	1

疾患名	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
40 高安動脈炎		5	5	5
41 巨細胞性動脈炎		-	1	1
42 結節性多発動脈炎		5	5	5
43 顕微鏡的多発血管炎		11	12	13
44 多発血管炎性肉芽腫症		2	2	2
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		3	4	4
46 悪性関節リウマチ		10	10	9
47 バージャー病		3	1	2
49 全身性エリテマトーデス		84	85	86
50 皮膚筋炎/多発性筋炎		26	25	25
51 全身性強皮症		41	41	39
52 混合性結合組織病		5	4	5
53 シェーグレン症候群		20	21	24
54 成人スチル病		5	7	8
55 再発性多発軟骨炎		1	1	1
56 ベーチェット病		22	21	25
57 特発性拡張型心筋症		25	25	29
58 肥大型心筋症		2	3	4
59 拘束型心筋症		-	-	1
60 再生不良性貧血		11	14	15
61 自己免疫性溶血性貧血		1	-	-
62 発作性夜間ヘモグロビン尿症		4	5	6
63 特発性血小板減少性紫斑病		16	13	17
64 血栓性血小板減少性紫斑病		-	1	1

疾患名	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
65 原発性免疫不全症候群		2	2	2
66 IgA 腎症		9	10	11
67 多発性嚢胞腎		10	14	17
68 黄色靭帯骨化症		5	7	9
69 後縦靭帯骨化症		41	42	50
70 広範脊柱管狭窄症		3	3	2
71 特発性大腿骨頭壊死症		26	24	26
72 下垂体性 ADH 分泌異常症		2	1	3
73 下垂体性 TSH 分泌亢進症		2	1	1
74 下垂体性 PRL 分泌亢進症		1	1	1
75 クッシング病		1	1	1
77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		3	3	3
78 下垂体前葉機能低下症		18	15	16
84 サルコイドーシス		11	12	14
85 特発性間質性肺炎		20	23	35
86 肺動脈性肺高血圧症		8	8	8
88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症		5	4	6
90 網膜色素変性症		42	43	47
92 特発性門脈圧亢進症		1	1	1
93 原発性胆汁性胆管炎		31	25	26
94 原発性硬化性胆管炎		1	2	2
95 自己免疫性肝炎		8	10	11
96 クローン病		41	46	50
97 潰瘍性大腸炎		166	176	194



疾患名	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
107 若年性特発性関節炎		1	1	1
109 非典型溶血性尿毒症症候群		1	1	1
111 先天性ミオパチー		1	-	1
113 筋ジストロフィー		-	1	2
124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症		2	1	1
127 前頭側頭葉変性症		2	2	2
156 レット症候群		-	1	1
158 結節性硬化症		1	2	2
161 家族性良性天疱瘡		2	2	2
162 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）		2	2	3
167 マルファン症候群		1	1	1
168 エーラス・ダンロス症候群		1	1	1
214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		1	1	2
220 急速進行性糸球体腎炎		3	3	3
221 抗糸球体基底膜腎炎		1	1	1
222 一次性ネフローゼ症候群		8	7	9
226 間質性膀胱炎（ハンナ型）		1	1	1
227 オスラー病		-	1	2
236 偽性副甲状腺機能低下症		-	-	1
240 フェニルケトン尿症		3	3	3
247 イソ吉草酸血症		-	-	1
266 家族性地中海熱		1	2	2
271 強直性脊椎炎		3	3	4

疾患名	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
283 後天性赤芽球癆		2	2	1
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症		-	1	1
296 胆道閉鎖症		-	1	1
300 IgG4 関連疾患		1	2	4
301 黄斑ジストロフィー		2	2	2
305 遅発性内リンパ水腫		-	-	1
306 好酸球性副鼻腔炎		1	1	12
331 特発性多中心性キャッスルマン病		-	-	1

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数
平成30年	10
令和元年度	9
令和2年度	9

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
平成30年度	8	1	-	-	11	0	13	27
令和元年度	2	1	-	-	9	0	6	9
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表 1 2 - ( 4 ) - イ - ( ア ) 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
平成 30 年度	5	19	17	19
令和元年度	5	14	12	14
令和 2 年度	5	15	11	15

(イ) 訪問相談員育成事業

表 1 2 - ( 4 ) - イ - ( イ ) 訪問相談員育成事業実施状況

年度 \ 区分	月 日	主 な 内 容	職 種	人 数
平成 30 年度	6 月 7 日	事例から学ぶサービス導入支援	看護師・保健師	12 人
	3 月 8 日	平成 30 年度口腔機能管理（摂食嚥下機能等）支援事業地区研修会参加報告	看護師・保健師	
令和元年度	6 月 11 日	事例から学ぶサービス導入支援	看護師・保健師	109 人
	8 月 9 日	神経難病の緩和ケアを学び支援力を高めよう～患者の意思決定を支えるために	介護支援専門員	
	9 月 12 日	コミュニケーション機器について	訪問看護専門員・看護師・ステーション管理者	
令和 2 年度	-	-	-	-

ウ 医療相談事業

表12-(4)-ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
平成31年 3月3日	25人	野田保健所	全身性エリ リテマト ーデス	講演1「全身性エリ テマトーデスの最 新治療」 講演2「妊娠・出産 と薬」	2人
令和元年 10月21日	13人	野田保健所	炎症性腸 疾患	講演「おなかも心 も満足！お手軽ノ ンオイル料理」	9人
令和2年度	-	-	-	-	-

エ 訪問指導事業

表12-(4)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位：件)

疾患名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総数	43	19	2
筋萎縮性側索硬化症	26	9	2
多系統萎縮症	7	4	-
パーキンソン病	-	5	-
脊髄小脳変性症	1	-	-
進行性核上麻痺	4	-	-
下垂体前葉機能低下症	3	1	-
大脳皮質基底核変性症	1	-	-
スモソン	1	-	-
前頭葉側頭葉変性症	-	-	-
後靭帯骨化症	-	-	-

オ 訪問診療等事業

表12-(4)-オ 訪問診療等事業実施状況 (単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実 人 員	延 人 員		専 門 医	主 治 医	看 護 師	理 学 療 法 士 等	保 健 師	そ の 他
平成30年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 2 - ( 4 ) - カ 相談内容

(単位：人)

内 容	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相 談 者 数 ( 延 )	21	46	11
申 請 等	2	1	-
医 療	9	7	-
家 庭 看 護	5	18	-
福 祉 制 度	4	20	11
就 労	-	-	-
就 学	-	-	-
食 事 ・ 栄 養	-	-	-
歯 科	-	-	-
そ の 他	1	-	-

キ 難病対策地域協議会

表 1 2 - ( 4 ) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員（職種）	延人数	内容
-	-	-	-	-

令和 2 年度は実施なし

### 1 3 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表 1 3 - ( 1 ) - ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	15	4	11	-	-	-
令和2年度	32	-	32	-	-	-

表 1 3 - ( 1 ) - イ 立入検査状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	-	-	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-

### 1 4 市町村支援

野田市からの委嘱等を受け協議会及び委員会等に、広域的・専門的な立場で参加した。

#### (1) 市町村への支援状況

表 1 4 - ( 1 ) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技 術 的 支 援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
野 田 市	-	-	-	-	-	-	-

\*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

## 15 福祉関係事業

### (1) 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、地域社会の福祉増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っている。市の区域に配置されている委員の委嘱事務及び活動費、交付金事務に関する業務を行っている。

表 15 - (1) 民生委員・児童委員配置状況（令和3年3月31日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成30年度	206	187	16	203	89	114
令和元年度	206	187	16	203	88	115
令和2年度	206	184	16	200	85	115

### (2) 児童福祉

「児童福祉法」により児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨とし、父また母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に手当支給する。また、家庭で監護されている障がいのある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父若しくは母、又は養育者に対して手当を支給している。

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」により、母子・父子家庭等の経済的自立とその児童(子)の福祉向上を図るため、母子・父子自立支援員が相談指導に当たるとともに、資金の貸付を行っている。

#### ア 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親、または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安全と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

児童扶養手当認定事務は平成14年8月市に移譲されている。

イ 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の所外を有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は養育者に対して特別児童扶養手当の認定及び支給を行った。

表15-(2)-イ 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
平成30年度	281	32	12	78	173	2	-	112	185
令和元年度	271	38	17	79	153	1	-	118	170
令和2年度	271	38	20	85	141	1	-	124	161

(注) 1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として母子父子寡婦福祉金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。平成27年8月から父子家庭も貸付の対象となったが、当保健所では母子家庭への貸付のみで、父子家庭、寡婦家庭の貸付は申請がない。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表15-(3)-ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成30年度	-	-	5,280	-	-	-	-	-	-	-	580 (1)	-
令和元年度	-	-	3,360	-	-	-	-	-	-	-	348 (1)	-
令和2年度	-	-	3,696	-	-	-	-	-	-	-	108 (1)	-



(4) 高齢者福祉

平成 27 年国税調査によれば野田市の 65 歳以上人口は 27.9%であり高齢化が急激に進展している。

満百歳者に対し、祝品等の贈呈事業や公的年金を受給していない老人福祉施設入所者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し、社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈した。

表 15 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

市町村 区分	百歳者	左の内訳	
		男	女
平成 30 年度	23	2	21
令和元年度	24	3	21
令和 2 年度	33	3	30

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金等を受給していない人に対し法外援護給付金を支給する事務を行った。

表 15 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

年度 区分	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
平成 30 年度	10	498,200
令和元年度	8	451,200
令和 2 年度	8	451,200

(5) 障害者福祉

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（以下、障害者条例）」に基づき、平成 19 年から健康福祉センターの所管区域ごとに広域専門指導員が知事から委嘱されている。障害のある人への差別に関する相談、個別の事案解決を図るとともに、障害のある人に対する理解を広げるための周知活動を行っている。

障害者の福祉の推進を図るため、市が行う在宅重度障害者等の手当の給付に対して、市へ補助金を交付するとともに在宅の重度身体障害児・者の日常生活用具の取付費の補助金を交付している。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に市が行う手当の給付に対して補助金を交付した。

表 15 - (5) - ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
平成 30 年度	143	7,157,875	-	-
令和元年度	145	7,036,775	-	-
令和 2 年度	153	7,183,825	-	-

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度知的障害児・者に対し、日常生活用具の取材に必要な経費を助成した。

表 15 - (5) - イ 重度障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内 容	補助金(円)
平成 30 年度	4	聴覚障がい者用情報受信装置	32,400
令和元年度	4	移動又は以上支援用用具	81,600
令和 2 年度	1	聴覚障がい者用情報受信装置	8,250

ウ 障害者差別相談事業

障害者条例に基づき、当該保健所に広域専門指導員が平成 19 年から駐在、平成 24 度から駐在ではなく移管され、障害のある人への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例周知や啓発活動をしている。

表 15 - (5) -ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
平成 30 年	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	5	65
令和元年	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	116
令和 2 年	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	4	115

エ 地域相談員の委嘱

知事に委嘱された地域相談員は福祉、雇用、教育など様々な分野に関して地域の身近な窓口として相談に応じている。

表 15 - (5) -エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成 30 年度	7	4	6	17	7	10
令和元年度	7	4	5	16	7	9
令和 2 年度	6	4	5	15	7	8

(6) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づいて当センターは配偶者暴力相談支援センターに指定され、DV相談員が配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表 15 - (6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位：件)

区 分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
平成 30 年度	11	7	0	7	3	3	0	3	8	4	0	4
令和元年度	27	17	0	17	4	3	0	3	23	14	0	14
令和 2 年度	28	12	0	12	3	2	0	2	25	10	0	10
区分	書面提出 件数	通報件数	来所相談 証明書 発行件数	交際相手からの暴力 相談件数								
				総数	通報							
平成 30 年度	-	-	-	2	-							
令和元年度	0	0	0	0	0							
令和 2 年度	0	2	0	1	1							

(7) 戦傷病者の援護

「戦傷病者特別援護法」に基づき、戦傷病者手帳の交付を受けた戦病者に対し、補装具の交付券・修理券の交付事務や乗車引換券の変更事務を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳所持者からの請求により、補装具の給付、医療券の交付及びJR乗車券の引換証（変更）の交付を行った。

表 15 - (7) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証（変 更）の交付
平成 30 年度	2	-	-	-
令和元年度	2	1	-	-
令和 2 年度	2	-	-	-

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦傷病者又は戦没者遺族の援護のため相談、指導、助言等を行うことを厚生労働大臣から委託されている。

表 15 - (7) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	野田市	合計
戦没者遺族相談員	1	1
戦傷病者相談員	1	1

(8) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

平成16年10月から社会福祉法人「いのちの会」が県からの委託を受け、「中核地域生活支援センターのだネット」が活動している。連絡調整会議では「野田圏域中核地域生活支援センター連絡調整会議運営要綱」に基づき地域の関係機関や関係者を招聘し、圏域のニーズ及び福祉資源の把握、地域福祉の課題の整理等を実施した。

表15-(8)-ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	-
場所	-
内容	-
構成員・参加者人数	-

表15-(8)-イ 中核地域生活支援センター連絡調整会議部会実施状況

開催日	-
場所	-
内容	-
構成員・参加者人数	-